

# FD 小委員会規約

【平成 23 年 4 月 27 日改訂】

【令和 4 年 9 月 16 日改訂】

東京電機大学工学部電気電子工学科に FD 小委員会を置く。本委員会の活動については、以下のように定める。

1. 目的: 電気電子工学科における教育の質の向上させる事、授業の継続的改善を図る事を目的として活動し、主として教育方法の見直しについて検討、実施する。
2. 構成員: 学科教員 3 名以上で構成し、幹事 1 名をおく。
3. 任用期間: 委員の任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない。
4. 会議の開催: 年 1 回以上定期的に開催するほか、必要に応じて開催する。
5. 活動内容:
  - ・ 授業改善に関する活動の実施
  - ・ 授業改善例の検討
  - ・ 教員の教育の質的向上を図る仕組み (FD) の検討、実施
  - ・ 新任教員への研修、FD 座談会の開催など
  - ・ その他
6. 議事録: 委員会議事録を作成し保存するとともに学科会議に報告する。
7. 付則:
  1. この規約は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
  2. 令和 4 年 9 月 16 日一部変更